

平成31年1月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち草刈機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち自転車1件、凍結防止用ヒーター(水道用)1件、  
エアコン(室外機)1件、  
脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)1件、  
電気ストーブ(温風機能付)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800100を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号       | 事故発生日      | 報告受理日      | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名      | 被害状況 | 事故内容  | 事故発生都道府県 | 備考   |
|------------|------------|------------|-----|-------|-----------|------|---|----------|--|
| A201800100 | 平成30年5月22日 | 平成30年5月30日 | 草刈機 | BK200 | 株式会社丸山製作所 | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。<br>調査の結果、使用者がエンジンを停止させずに当該製品を枯れ草の上に置いたことで高温のマフラーと排気ガスにさらされた枯れ草が <sup>6</sup> 発火したものと推定される。<br>なお、「エンジン部と排気ガスが高温になるため可燃物との接触に注意する。」旨の注意表示がなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。 | 和歌山県     | 平成30年6月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日       | 報告受理日      | 製品名                 | 被害状況 | 事故内容   | 事故発生都道府県 | 備考   |
|------------|-------------|------------|---------------------|------|--|----------|--|
| A201800623 | 平成30年12月13日 | 平成31年1月15日 | 自転車                 | 重傷1名 | 当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。                  | 神奈川県     | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年1月7日   |
| A201800624 | 平成30年11月30日 | 平成31年1月15日 | 凍結防止用ヒーター(水道用)      | 火災   | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。                 | 北海道      | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月30日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し<br>嚴重注意 |
| A201800625 | 平成31年1月3日   | 平成31年1月16日 | エアコン(室外機)           | 火災   | 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県      | 製造から10年以上経過した製品  |
| A201800626 | 平成30年12月30日 | 平成31年1月16日 | 脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製) | 重傷1名 | 当該製品をはしごとして使用中、転落し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。                      | 埼玉県      |  |
| A201800627 | 平成30年12月26日 | 平成31年1月16日 | 電気ストーブ(温風機能付)       | 火災   | 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。           | 富山県      |  |

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

草刈機 (管理番号:A201800100)

